弔慰参集範囲覚書

平成12年8月25日 平成30年2月9日改定

		平成30年2月9日改定
弔慰者		参集範囲
会員	班長以上	(病気等)班長以上、(公傷)全団員
	団員	(病気等)部長以上、(公傷)全団員
配偶者	班長以上	班長以上
	団員	部長以上
子		副分団長以上
父母		副分団長以上
兄弟姉妹(血族、姻族)		無
祖父母(血族、姻族)		(同一生計)正副団長
元団員	副団長以上	部長以上
	部長以上分団長以下	分団長以上
	班長以下	副団長以上
職員	管理職	副分団長以上
	配偶者∙子	副分団長以上
	職員	正副団長
	配偶者∙子	正副団長
元職員	管理職	団長
	職員	無
組合内	正副団長	正副団長
	配偶者	正副団長
	父母	正副団長
	元正副団長	団長
分会内	消防長∙団長	正副団長
	配偶者	団長
	元消防長•団長	団長
管内	消防長∙団長	団長(支部長・副支部長のみ)
	元消防長・団長	団長(元支部長のみ)
各後援会	正副後援会長	団長、所属の部長以上
	元後援会長	団長、所属の分団長以上
	役員	団長、所属の副団長以上